

## 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

今や雇用労働者の3人に1人は非正規雇用、年収200万円以下の「ワーキングプア」の状態です。労働者の平均賃金は、2000年に比べて10パーセントも減っています。

世界に例を見ない賃金の下落が、消費の低迷、生産の縮小、雇用破壊と企業の経営危機を招く悪循環を生み出しています。政府が「賃上げによる経済好循環」を目指すとする政策は歓迎すべきものと考えます。

東日本大震災からの復興もおこなわれています。復興予算の拡充とあわせ、自治体の各種施策、民間の投資を促進しつつ、まともに暮らせる賃金、専門性に見合った賃金を伴う雇用の創出につながらなければ、人々の生活再建も、地域の復興も進みません。

今の地域別最低賃金は、東京都で907円、宮城県は726円、最も低い地方では693円にすぎません。この額ではフルタイムで働いても、収入は年間で120万円から160万円であり、まともな暮らしはできません。地域間格差も大きく、宮城県と東京都では時間額で181円も格差があるため、将来を担う若者の県外流出を促しています。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準に加え、地域格差がある点で特異な状態となっています。先進諸国のグローバルスタンダードに近づけるため、最低賃金の地域間格差の是正・全国一律での改正と金額の大幅な引き上げが必要です。

最低賃金について、2010年の雇用戦略対話において、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」と政労使で合意しています。最低賃金1,000円は、中小企業には支払いが困難との意見もありますが、平成25年の全国労働組合総連合の調査では、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1,000円以上、月額約20万円が普通です。この水準の最低賃金で労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせています。

政府は中小零細企業への支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要があると考えます。生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農業者の自家労賃、下請け単価、家内労働工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくり、不況に強い社会を実現できると考えます。

以上の趣旨より、下記項目の早期実現を求めます。

## 記

- 1 ワーキングプアをなくすため、生活できる最低賃金にするため大幅な引き上げを行うこと。
- 2 全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 3 中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の引き下げを実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月10日

名取市議会議長 山口 實

経済産業大臣 林 幹雄 殿